

経営者によりそうパートナー

みどり通信 8月

税理士法人
山口会計パートナーズ
有限会社 エムアイサービス

第263号 2021. 8. 10



♪ 栄光の架け橋へとお～ と、架け橋の途中

鷹巣温泉



CONTENTS

● ひと言、発言		P1
● 税務	M & A 業者の登録制度導入	P3
● 経営支援	視点・視野・視座	P4
● 今知っておきたい相続の話	個人事業を生前に引き継ぐメリット	P5
● 給与事務効率化のご案内		P8
● 生命保険	三大疾病保険、特定疾病保険	P9
● 事務所からのお知らせ	夏期休業のお知らせ	P12
● 営業カレンダー		P12
● あとがき		P13

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

“ひと言、発言”

「DX」を積極的に推進…

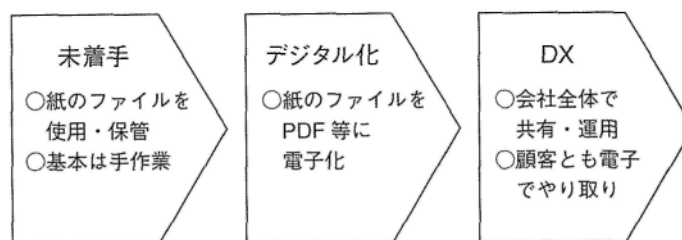
多くの感動とドラマがあった17日間の東京オリンピックが終わり、連休明けの火曜日です。コロナや熱中症に気をつけながら、アスリートからいただいたパワーを生かしこの8月を充実した月にしていきたいものですね。

ところで、巷では、「DX」という言葉を耳にしない日は皆無とっていいほどです。皆さんの職場では、このDX（デジタルトランスフォーメーション）は進んでいますか？

DXとは、「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良くさせるという考え方」という意味と理解しています。

最近読んだ本からです。

DXの流れ（ペーパーレス化の例）



これがDXステップアップ例のようです。この事例は、導入するには費用はほとんど掛からないので、今日・明日からでも可能です。DXで重要なことは、どのツールを使うかよりも、そのツールをどのように運用し、活用して事業を発展させるか、社員間のコミュニケーションをとることのようです。そのためにも、「当社はどうしてDXを行う必要があるか？」を全員が納得するまでしっかり話しあうことが重要です。

中小企業は、課題だらけです。

- ・人材不足
- ・事業承継
- ・日々の資金繰り 等々。

これらの課題等をDXをすすめることによって解決または軽減することはたくさんあるようです。

いずれにしても、DXに取り組まないことが失敗・・・・DXの失敗というよりも、事業そのものの失敗ということにもなりかねません。

中小企業の経営者は、現場の業務等に追われ自社のことを知らないケースもまれに見受けられます。

「誰がどんな仕事をしていますか？」

「先月の売上は把握していますか？」

「経費はどうですか？」

「来月の目標は？」

等々の質問に、意外とパツと答えられないケースも。

当社は、DXを積極的に取り組み、クライアントであるお客様企業に役立つ支援を鋭意取組中です。

せっかくのデータを経営戦略に活用するためには、並んだ数字を見るだけではなく、

「この数字が意味することは何か？」

「ここに出てくるまでにどんな経緯があったのか？」

「この数字とあの数字とは因果関係があるのでは？」

といったように、さまざまな角度から検証し、数字の奥底にあるものを読み解き、会社を変革（トランスフォーメーション）することを提案し、サポートしていく所存です。

お客様企業の永続・発展のために、お客様に寄り添いながら・・・・。

税理士 山口 昇

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」の8月10日掲載のものです。

M & A 業者の登録制度導入

経済産業省は2021年度中にも、中小事業者を対象とするM&A(合併・買収)仲介業者の登録制度を開始する予定です。経営者の高齢化でM&Aの潜在的なニーズが高まる一方、有識者会議では仲介業者の品質面が疑問視されています。登録制度を設けて国が信頼性を担保することにより、中小事業者が事業承継に取り組むやすい環境づくりを目指しています。

中小企業のM&Aは年間3,000~4,000件程度実施されています。また経営者の高齢化や後継者不足を背景に、潜在的に譲渡側となり得る事業者の数は約60万者に上ると試算されており、うち事業承継や廃業に伴う経営資源の引き継ぎを目的とするものは85.5%を占めるといわれています。ところが実際には後継者が見つからないなどの理由で廃業に至っているケースが多く、民間調査会社である東京商工リサーチの調べによると20年には49,698者が廃業を選択しています。

中小事業者が廃業を選択することにより、ノウハウや人材などの有機的に結合した経営資源が散逸してしまう可能性が指摘されています。それを防ぐため、M&Aに取り組むやすい環境を整備する必要があり、21年度中にも中小事業者のM&Aを手掛ける商工団体や士業、M&A専門業者など仲介業者の登録制度を開始する予定です。まずは仲介サービス利用時にかかる費用などに最大400万円を補助する「事業承継・引継ぎ補助金(専門家活用)」の支給条件として登録機関の利用を求める方針となっています。

仲介業者の数が増える一方で「十分な知見・ノウハウ等を有しないM&A支援機関の参入も懸念されつつある」との指摘もあがっています。

M&Aについて気になることがありましたら、お気軽にご相談ください。

担当：堀内 勇一

経営支援

視点・視野・視座

今号ではビジネスに必要な「視点・視野・視座」についてお話しさせていただきます。

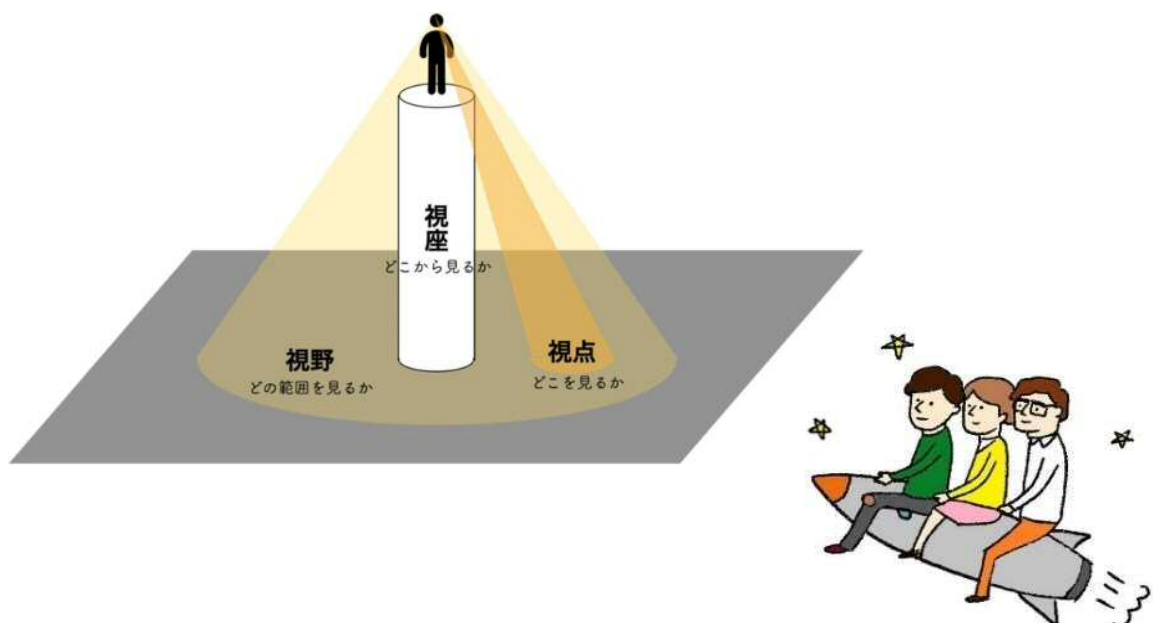
視点とは「どこを見ているのか?」ということです。会社の業績の話为例にあげると、売り上げ、利益、商品、業務、組織など、経営を様々な視点で見ることができるでしょう。

視野とは「どこまでを見ているのか?」という、見る範囲もしくは見えている範囲をいいます。今期だけを見るか長期的に見るか、部門別で見るか経営全体で見るか…。見えている範囲は狭くとも、なるべく広い視野で物事を見るのが大切と言えるでしょう。

視座とは「どこから見ているのか?」ということです。見る位置が変われば、視点や視野も変わってきます。現場の人間は細かい状況まで見えているでしょうし、経営者は高い所から全体を俯瞰的に見るのが求められるかと思えます。

ここで、ポイントとなるのは**視座**が変れば**視点**や**視野**も変わるということです。例えば、地上にいる人が見えるものや見える範囲と10階建てのビルの屋上から見えるそれらには違いがあります。さらに言えば、弥彦山から見える景色と飛行機に乗って見える景色も違うでしょう。

自分自身がどういう立ち位置であろうと、様々な**視座**に立ち、自分と違う**視座**にいる人達が何を見てどう考えているのか想像することが大切です。



担当 : 村山 由美子

相 続

今知っておきたい相続の話

その22 『個人事業を生前に引き継ぐメリット』

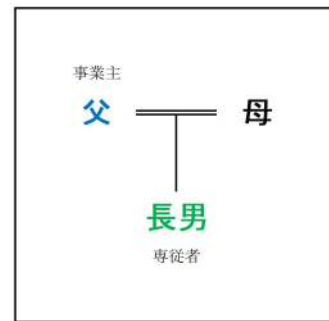
<Q>

私は個人事業として長年飲食店を営んでいます（年間売上は1200万円ほどです）。高齢になったので、専従者である長男に事業を引き継いでもらおうと考えています。

個人事業を「生前に引き継ぐ場合」と「相続で引き継ぐ場合」のメリットデメリット等をお教えてください。

私ども夫婦には、子供は長男1人。私の現在の財産は、おおむね次の通りです。

預貯金	3,000万円
土地建物	3,000万円
事業用備品	200万円
計	6,200万円



<A>

●相続が発生してから事業を引き継ぐ場合

今、仮に相続が発生したとすると、個人事業主であるお父様はその死亡により事業を廃業となり、その日から事業を専従者であるご長男が引き継ぐ場合、新規事業の開業という形になります。

そして、上記財産の相続は、お母様とご長男が法定相続人となるため、遺言がない場合はその2人で誰が何を相続するかを協議して相続することとなります。

1. 相続税について

法定相続人がお2人ですので、相続税の基礎控除は4,200万円で、相続財

産の6,200万円から4,200万円を差し引いた2,000万円に対して相続税がかかり、相続が発生してから10ヶ月以内に申告と納税が必要となります。

この場合の相続税の総額は200万円となり、この200万円を6,200万円の相続財産を相続した金額の割合によって負担することとなりますが、奥様の場合は配偶者の税額軽減が適用され、納税はゼロとなります。

相続財産	6,200万円
基礎控除	▲4,200万円
課税遺産総額	2,000万円



相続税の総額 200万円

仮に6,200万円の相続財産をお母様とご長男で3,100万円ずつ相続した場合の税額は下記のとおりとなります。

お母様の相続税	0円 (100万円ですが配偶者の税額軽減適用で0円)
ご長男の相続税	100万円
計	100万円

2. 所得税について

なお、所得税の申告は、亡くなった日を事業の廃業の日とするため、その日で決算を実施し1月1日からその亡くなった日までの数ヶ月間の事業所得の計算と所得税の計算を行い納付税額が発生する場合は相続開始の翌日から4ヶ月以内に確定申告と納税を行う必要があります（その税額は相続財産からマイナスすることとなります）。

ご長男は、事業を引き継いだ日からその年の12月31日までの所得を計算して申告することとなります。

3. 消費税について

相続があった場合の消費税の納税義務の判定については、基準期間における被相続人の課税売上高により判断します。

お父様の事業の年間売上が毎年1,200万円ほどとのことですので、新規に開業するご長男はお父さまの事業を継続しているものとみなされ、お父様の基準期間の売上で判断されるため、初年度から消費税の納税義務が生じることとなります。

●あらかじめ生前に事業を承継する場合

1. 所得税について

事業を引き継ぐタイミングですが、その年の12月31日とその引き継ぎ日とすると、年の中途でもう1回決算する必要がないので比較的スムーズに行うことができます。

2. 消費税について

ご長男の消費税の申告については、新規開業ということとなりますので、相続で事業を引き継いだ場合と異なり、基準期間（2年前の売上）がゼロですので、開業1年目と2年目（2年目は一定の条件があります）の消費税は免税となり、設備投資など、多額の課税仕入れが生じることがなければ、一般的には消費税の納税がない分、相続での承継と比べ有利といえるでしょう。

3. 相続税について

相続はお父さんが亡くなった際に発生しますので、事業引継時には店舗等の不動産はお父様から使用貸借で無償で借りて利用し、相続が発生した場合にお母様と協議して相続する形となります。

<有利不利>

お尋ねについてのまとめですが、個人事業の事業承継は、適宜のタイミングで生前に行うことで、所得税の申告の手間が省略され、また、消費税も免税となる等メリットがあります。

当然ですが、事業経営という観点からも、親から子への事業の引き継ぎが、「計画的に伝えながら引き継ぐ」ということが、より可能となり望ましい形と考えます。

相続についても、生前に計画的な対策を行うことができるのであらかじめシュミレーション等を行いながら、年間110万円まで認められている暦年贈与枠を使って相続財産の圧縮を図ることも可能となると思われます。

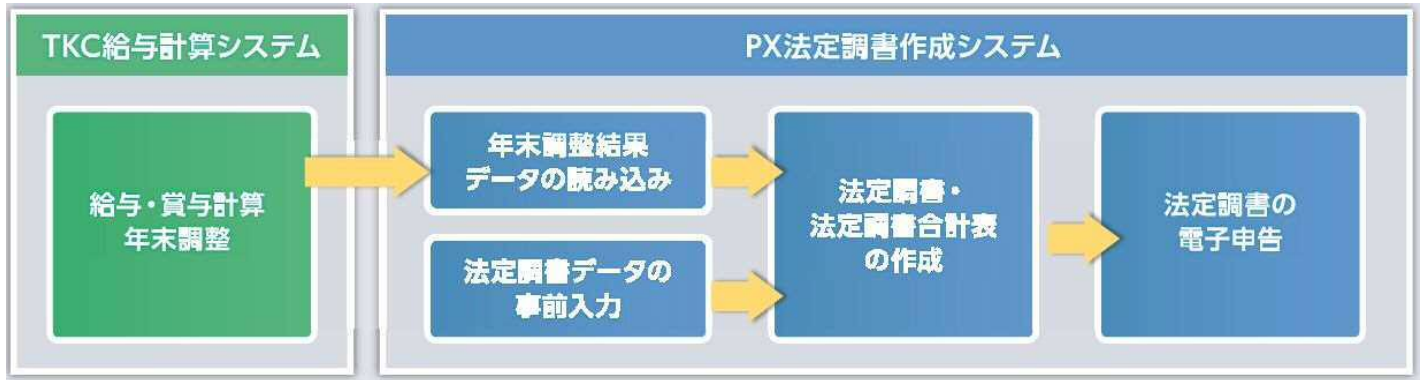
詳しくは、当社までお気軽にご相談ください。
相談は無料です。



給与事務効率化のご案内

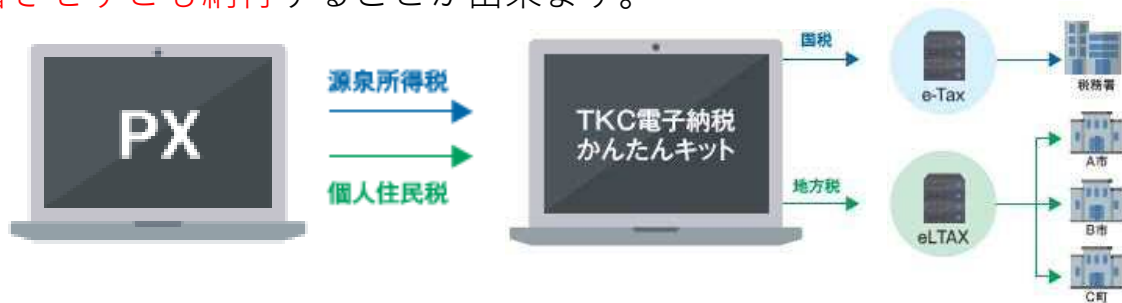
①PX法定調書作成システム

報酬・料金や不動産の使用料など法定調書データをいつでも入力することが出来ます。法定調書や、給与支払報告書を電子申告することも出来ます。



②TKC電子納税かんたんキット

給与計算ソフトとインターネットバンキングが連動し、毎月の源泉所得税や住民税の納付が行えるようになります。銀行窓口へ行かずとも、納付書を手書きせずとも納付することが出来ます。



③PXまいポータル

- (1) 給与明細WEB配布
給与明細をペーパーレスに！
- (2) 扶養控除申告書等のWEB回収
年末調整業務を効率的に！



④TKCシステムまいサポート



TKCのシステムに関するすべてのご質問にお応えします！IP電話かメールでお問い合わせいただき、スピーディに解決します！画面共有でさらに安心です。



TKCカスタマーサポートサービス

今回のテーマ

生命保険の種類について④

今回は、**三大疾病保険・特定疾病保険**についてご紹介いたします。

がん、急性心筋梗塞、脳卒中の三大疾病（＝特定疾病）を保障する商品です。

日本人の死亡原因ワースト3位を占める三大疾病。

そのリスクに備えるために開発された三大疾病保険は、治療費にも充当できるよう、三大疾病になったら“生前に”保険金が給付されるという点が大きな特長です。

これら三大疾病になって「所定の状態」に該当した場合に特定疾病保険金が支払われます。また、三大疾病以外の病気や災害で死亡した時、あるいは高度障害状態になった時にも特定疾病保険金と同額の「死亡保険金」「高度障害保険金」が支払われます。重複して保険金が支払われることはなく、いずれかの理由で保険金が支払われると契約は消滅します。



ここがポイント!

保障される「所定の状態」や、対象外になる場合を細かくチェックしましょう

中には、三大疾病以外での死亡時や高度障害時は保障されないものもありますので、検討の際には確認しましょう。

STEP:1 三大疾病で「所定の状態」になったとき

注意が必要なのは、三大疾病になったらすぐもらえる訳ではないという点です。支払い対象となる「所定の状態」がどういう状態なのか、また支払い対象外になるのはどういう場合なのか、よく確認しておきましょう。

✓ CHECK 支払い対象の認定は、疾病ごとに様々な条件があります。注意しましょう！

一般的に、急性心筋梗塞と脳卒中に関しては認定される条件が厳しいと言われています。がんの場合は診断されれば支給条件に該当しますが、がんの初期である上皮内新生物や皮膚がんの多くは保険金の支払い対象から除かれているので注意しましょう。

支払い対象条件をチェックしておきましょう！

がん	<p>上皮内がん(子宮頸がん0期・非浸潤がん・食道上皮内がん等、病変が上皮内に限定しているもの)、皮膚がん(悪性黒色腫を除く)以外の悪性新生物</p> <p>※契約当初90日以内に診断確定された乳がんは保障対象外になることも。</p> <p>✓ CHECK 『保険期間中に初めて悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定されたとき』という条件も。</p>
急性心筋梗塞	<p>虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞 ※狭心症等は除く</p> <p>✓ CHECK この保険の責任開始期以後の疾病を原因として発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態が続いたと医師によって診断されたときに認定されます。</p>
脳卒中	<p>脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳動脈の狭塞(脳血栓・脳塞栓)</p> <p>✓ CHECK この保険の責任開始期以後の疾病を原因として発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの後遺症が継続したと医師によって診断されたときに認定されます。</p>



受け取り時の税金もチェック！

生前に受け取るか、死亡して受け取るかで税金が異なります。

生前に保険金を受け取ることができる特定疾病保険は、「入院保障と死亡保障を兼ね備えた商品」と言われることもありますが、**実際に生前給付を受けるための条件は大変厳しく非常に重度の状態に限られ、一度にまとまった入院給付金を受け取って治療費に充てるというより、死亡保険金を前倒して受け取るというイメージの方が近いようです。**

死亡保険金	契約形態によって 相続税、所得税、または贈与税 がかかります。
特定疾病保険金	非課税

STEP:2 プラン選びのポイント

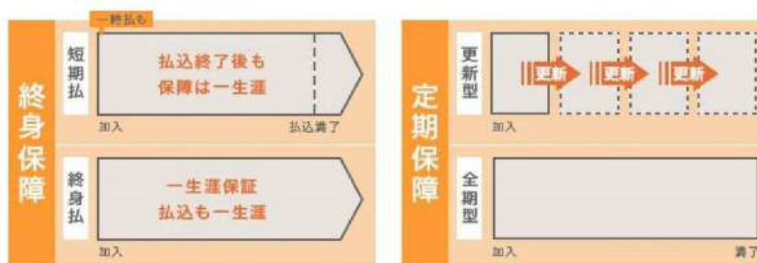
凡例 □ 保障金額

1. 保険期間を決めましょう

何回支払われますか？

よく、更新型の定期付終身保険などに加入していて、**特約として特定疾病定期特約を付けているケース**が見られますが、**更新ごとの保険料上昇**でその経済的負担に耐えられず、結局途中でやめてしまうというケースが多いのも事実です。

必要性が一番高まる肝心の**老後の時期に保障がなくなってしまう**という事態に陥らないためには、加入する際、**必要な保障期間をしっかりと見極める**ことが大切です。



2. 指定代理請求人制度

がんなど病名を本人に告知しない場合や、症状が重く**保険金請求などの意思表示ができない**といったように被保険者本人による保険金請求ができない事情があるときに、**あらかじめ契約者が指定した指定代理請求人が保険金を請求できる**制度です。

✓ CHECK 指定代理請求人になれる人は？

- 被保険者の戸籍上の配偶者
- 被保険者の直系血族
- 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている3親等内の親族

3.リビング・ニーズも検討してみても

保険料が無料の「リビング・ニーズ特約」をご存知ですか？

特定疾病保険は、同じ保険金額の定期保険や終身保険に比べて一般的に保険料が割高です。これに対しリビング・ニーズ特約は保険料がかかりません。

この特約を付けると余命6ヵ月と医師に診断された場合に、保険金の一部または全部（最高3,000万円）を前払い請求し、生前に受け取ることができます。

ほかに加えている死亡保険があればリビング・ニーズ特約を付けているかどうかチェックしてみましょう。もし付いていなければ、通常は後から付けることも可能なので保険会社に確認してください。

STEP:3 類似商品をチェックしましょう

他にも生前給付型の保険商品はいろいろあります。

呼び名や死亡保険金の有無、給付対象となる「所定の状態」、また「所定の状態」の原因がどのような場合に給付対象になるかなど、保険会社ごとに細かく異なりますので、よく確認しましょう。

生前給付型の保険商品の例	
重度慢性疾患保障保険	重度の高血圧症、重度の糖尿病、慢性腎不全による人工透析、肝硬変、慢性すい炎の5つの疾病に該当した場合、もしくは死亡・高度障害となった時に、保険金が支払われます。
疾病障害保障保険	病気が原因で所定の状態になったとき、もしくは死亡・高度障害となった時に、保険金が支払われます。

上記はあくまで一例です。保険会社各社、様々な特徴を持った商品がありますので、気になること等ございましたら、弊社までご相談ください。

ご自身、ご家族、会社を守るためのリスク管理を、一緒に考えさせていただければと思います

担当:伊藤寛峻



◆◇ 事務所からの お知らせ ◆◇



- 相続無料相談会 当事務所 2階 研修室
(毎週土曜日 9:00~15:00)

※事前にご予約ください
開催日程とご都合があわない場合は、日程を調整のうえ、対応させていただきます。

夏期休業のご案内

当事務所は、夏期休業のため下記日程を休業させていただきます。
何卒ご了承承賜りますようお願い申し上げます。

記

8月13日(金)~8月17日(火)



◆◇ 山口会計営業カレンダー ◆◇

赤は山口会計の休業日

8 月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

9 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		



あとがき

昨年よりも一八日も早い梅雨明けの影響もあり、気温三〇度以上の日が多く、今年の夏は例年よりも長くなりそうです。

そして、暑さをさらに熱くしているのが、毎日熱戦が繰り広げられている東京オリンピックではないでしょうか。日本代表選手の活躍、世界のトップアスリートのパフォーマンスに興奮・感動しっぱなしの毎日を送っています。

今大会はコロナウィルスの影響もあり、多くの変更がありますが、新たな種目として「男女混合」という種目が多いように感じます。今までも実施されてきたものもある中で、競泳、柔道、トライアスロン、卓球、射撃などといった7種目が新設されたようです。

連日のテレビ観戦で疲労感もありますが、こんな「さわやかな疲労感」を味わえるのもスポーツの素晴らしさだなと思います。

私も選手の皆さんの奮闘ぶりに負けないように、この夏もはつらつと駆け抜けていきます！

大橋 裕也

チラシ折込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、みどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp